

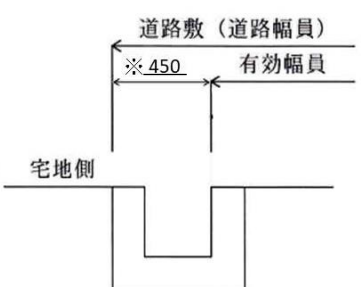
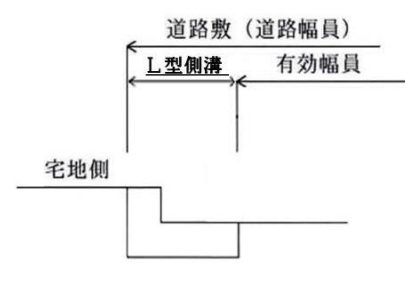
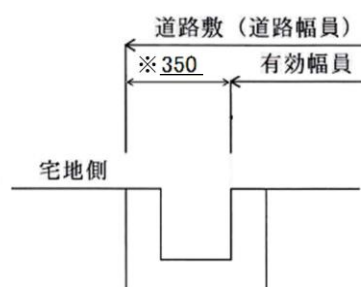
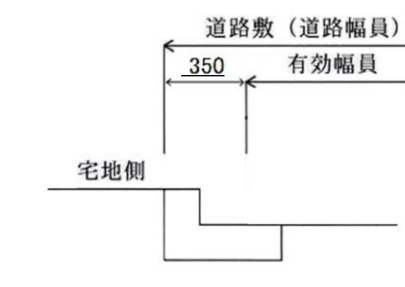
熊取町開発指導要綱新旧対照表

改正後	現行
<p>(消防施設等)</p> <p>第29条 開発者は、<u>開発区域の周辺の状況及び規模等</u>に応じ、消火栓、<u>防火水槽等の消防水利施設</u>について、開発区域を管轄する泉州南消防組合（以下「<u>消防組合</u>」という。）の消防署と協議を行い、<u>消防組合が示す施工基準により</u>設置しなければならない。</p> <p>2 開発者は、開発区域内の予定建築物が<u>消防組合の指定する建築物である場合には、はしご車等の大型車両が接近して有効に消防活動ができるよう、</u>進入路、消防活動空地及び空間等を<u>消防組合が示す</u> <u>施工基準に基づき確保し、維持しなければならない。</u></p> <p>3 <u>開発者は、軒高31メートルを超える建築物で非常用エレベーターの設置を要するもの又は高度医療施設等を建築する場合には、ヘリコプター屋上緊急離着陸場等について、泉州南広域消防本部警防部警備課と協議を行い、消防組合が示す施工基準により設置し、維持しなければならない。</u></p>	<p>(消防施設等)</p> <p>第29条 開発者は、<u>開発区域内及び周辺の状況</u>に応じ、消火栓及び防火水槽等の<u>消防施設</u>について、開発区域を管轄する泉州南消防組合（以下「<u>組合</u>」という。）の消防署と協議を行い、<u>組合</u> が示す施工基準に基づき設置しなければならない。</p> <p>2 開発者は、開発区域内の予定建築物が<u>組合</u> が指定する建築物である場合は、<u>はしご付消防ポンプ自動車</u>が接近し、<u>有効な消防活動ができるように</u>進入路、消防活動空地及び空間並びに避難設備等を<u>組合と協議を行い、</u>施工基準に基づき確保し、維持しなければならない。</p>
<p>(上水道施設)</p>	<p>(上水道施設)</p>

第30条 開発者は、開発事業に関連する上水道施設の整備及び給水等について大阪広域水道企業団と協議しなければならない。

第30条 開発者は、開発事業に関連する上水道施設の整備及び給水等について水道事業管理者と協議しなければならない。

熊取町開発指導要綱施工基準新旧対照表

改正後	現行
<p style="text-align: center;">道路施設に関する施工基準</p> <p>2 道路築造に関する事項 (1) (略) (2) 道路の構成 道路幅員は下図に示す方法によって計るものとする。なお、町への帰属は道路敷とする。 (単位：mm)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>U型側溝の場合</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>L型側溝の場合</p>  </div> </div> <p>※450mmは側溝の厚み150mmと溝幅300mmの場合であり、側溝の寸法によりこの数値は変わる。</p>	<p style="text-align: center;">道路施設に関する施工基準</p> <p>2 道路築造に関する事項 (1) (略) (2) 道路の構成 道路幅員は下図に示す方法によって計るものとする。なお、町への帰属は道路敷とする。 (単位：mm)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>U型側溝の場合</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>L型側溝の場合</p>  </div> </div>

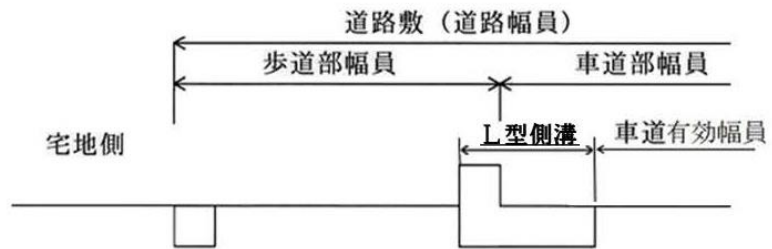
自由勾配側溝の場合

(図略)

自由勾配側溝の場合は、宅地側の境界から350mmを確保したところから、道路有効幅員とみなす(図1)

ただし、道路幅員が6m以上で自由勾配側溝がT-25(自動車走行用)以上の強度で設計され車両通行上支障のない場合、宅地側の境界線から道路有効幅員とみなす(図2)

歩車道を分離する場合



(3) ~ (5) (略)

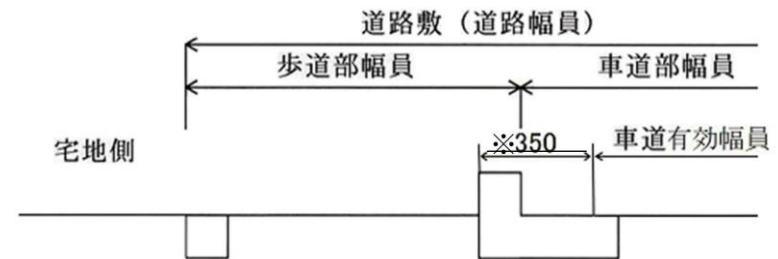
可変側溝の場合

(図略)

可変側溝の場合は、宅地側の境界から350mmを確保したところから、道路有効幅員とみなす(図1)

ただし、道路幅員が6m以上で可変側溝がT-25(自動車走行用)以上の強度で設計され車両通行上支障のない場合、宅地側の境界線から道路有効幅員とみなす(図2)

歩車道を分離する場合



※350mmは側溝の厚み150mmと溝幅200mmの場合であり、側溝の寸法によりこの数値は変わる。

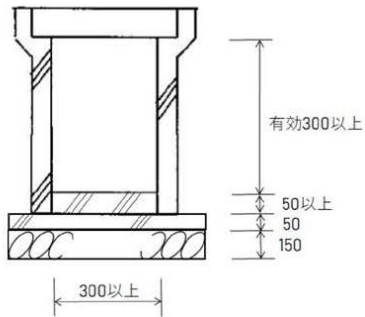
(3) ~ (5) (略)

(6) 道路構造物

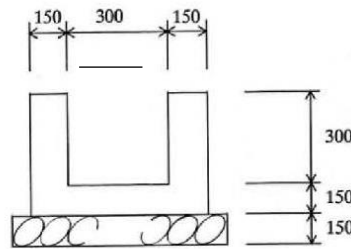
道路構造物は、下図の基準によること。

(単位：mm)

ア 自由勾配側溝



イ U型側溝（現場打）



- ・道路側溝については、自由勾配側溝を標準とする。
- ・グレーチング蓋については、T-25、ノンスリップタイプとする。ただし、横断側溝の場合は、ボルト固定式とする。
- ・コーナー部、合流部及び断面が変化する箇所については集水柵を設置することとし、サイズ400×400mm以上とする。

ウ L型側溝（現場打）

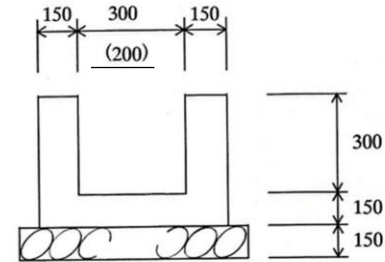
(図略)

(6) 道路構造物

道路構造物は、下図の基準によること。

(単位：mm)

ア U型側溝（現場打）

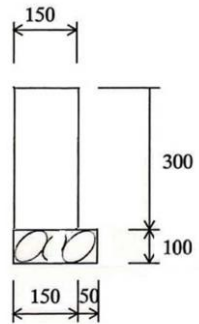


()は幅員4mに限る

イ L型側溝（現場打）

(図略)

エ 境界工（現場打）



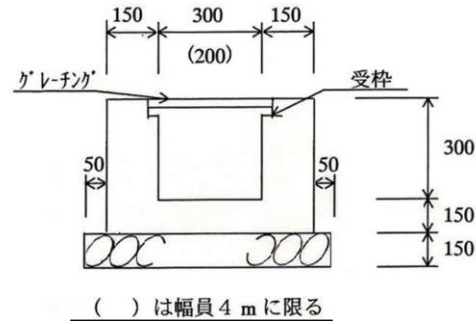
(7) ~ (9) (略)

3 その他

(1) ~ (3) (略)

(4) 帰属する道路用地に関して、複数筆存在する場合は、合筆する等最小筆数となるよう処理すること。

ウ 横断側溝（現場打）



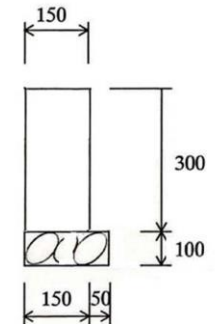
T-25ボルト固定式・ノンスリップタイプ（車道部）

(7) ~ (9) (略)

3 その他

(1) ~ (3) (略)

エ 境界工（現場打）



排水施設に関する施工基準

4 汚水管渠

(1) ~ (3) (略)

(4) 汚水人孔

ア 人孔の配置

① (略)

② 管渠の直線部の人孔最大間隔は、表-1の範囲内とする。

表-1 人孔の管渠径別最大間隔

管渠径 (mm)	600以下	1,000以下	1,500以下	<u>1,500超</u>
最大間隔(m)	75	100	150	200

イ・ウ (略)

エ 副管

管渠の流入管と流出管の段差が60cm以上となる場合は、副管を設けること。

① 副管の形態

内副管(省スペース型)を標準とすること。

② 副管径_____

寸法は、表-2のとおりとすること。

排水施設に関する施工基準

4 汚水管渠

(1) ~ (3) (略)

(4) 汚水人孔

ア 人孔の配置

① (略)

② 管渠の直線部の人孔最大間隔は、表-2の範囲内とする。

表-1 人孔の管渠径別最大間隔

管渠径 (mm)	600以下	1,000以下	1,500以下	<u>1,650以上</u>
最大間隔(m)	75	100	150	200

イ・ウ (略)

エ 副管

管渠の流入管と流出管の段差が60cm以上となる場合は、副管を設けること。

① 副管の形態

外副管_____を標準とすること。

② 副管径及び防護コンクリート

寸法は、表-2のとおりとすること。

また、コンクリートの呼び強度は、24N/mm²(24-8-40)とすること。

表－２ 副管の寸法

本管径	副管径
φ 200 mm	φ 150 mm

オ・カ (略)

(5)・(6) (略)

5 雨水管渠

(1)・(2) (略)

(3) 雨水人孔

ア 人孔の配置

① (略)

② 管渠の直線部の人孔最大間隔は、表－３の範囲内とする。

表－３ 人孔の管渠径別最大間隔

管渠径 (mm)	600以下	1,000以下	1,500以下	1,500超
最大間隔(m)	75	100	150	200

イ～カ (略)

(4) (略)

表－２ 副管の寸法

本管径	副管径	防護コンクリート寸法
φ 200 mm	φ 150 mm	350 mm × 350 mm

オ・カ (略)

(5)・(6) (略)

5 雨水管渠

(1)・(2) (略)

(3) 雨水人孔

ア 人孔の配置

① (略)

② 管渠の直線部の人孔最大間隔は、表－３の範囲内とする。

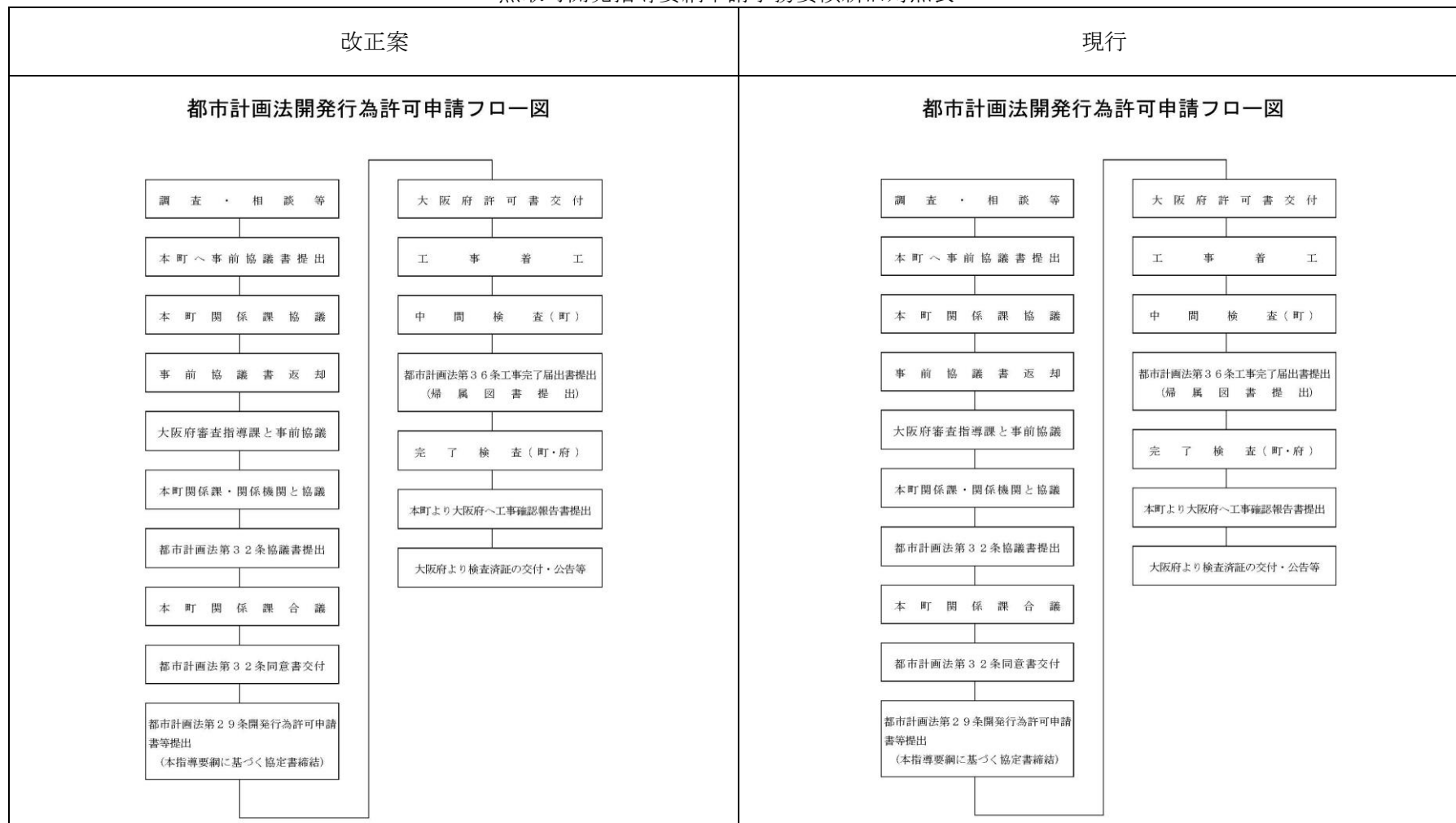
表－３ 人孔の管渠径別最大間隔

管渠径 (mm)	600以下	1,000以下	1,500以下	1,650以上
最大間隔(m)	75	100	150	200

イ～カ (略)

(4) (略)

熊取町開発指導要綱申請事務要領新旧対照表



※ 上水道施設について、大阪広域水道企業団と別途協議を行なうこと。

本町開発指導要綱協議申請フロー図



- ※ 用地等の譲渡が伴う場合は、検査及び提出図書等について、関係課と協議を行なうこと。
- ※ 上水道施設について、大阪広域水道企業団と別途協議を行なうこと。

本町開発指導要綱協議申請フロー図



- ※ 用地等の譲渡が伴う場合は、検査及び提出図書等について、関係課と協議を行なうこと。